

第 73 号議案

神戸空港条例の一部を改正する条例の件

神戸空港条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 10 月 16 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸空港条例の一部を改正する条例

神戸空港条例（平成 17 年 4 月 条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(公共施設等運営権の設定等)	(公共施設等運営権の設定等)
第 26 条 [略]	第 26 条 [略]
2、3 [略]	2、3 [略]
4 空港について民間資金法第 2 条第 6 項に規定する公共施設等運営事業を行っている場合においては、この条例の規定に基づく市長の業務（運営権を設定した滑走路、誘導路、エプロン、土地、航空保安施設（航空法（昭和 27 年法律第 231 号）第 2 条第 5 項に規定する航空保安施設をいう。）、航空旅客及び航空貨物の取扱施設その	4 空港について民間資金法第 2 条第 6 項に規定する公共施設等運営事業を行っている場合においては、この条例の規定（運営権を設定した滑走路、誘導路、エプロン、土地、航空保安施設（航空法（昭和 27 年法律第 231 号）第 2 条第 5 項に規定する航空保安施設をいう。）、航空旅客及び航空貨物の取扱施設その他の施設（以下

他の施設（以下「運営権を設定した施設」という。）に係る業務に限る。）は、民間資金法第9条第4号に規定する公共施設等運営権者（以下「運営権者」という。）が行うものとする。

5 [略]

（指定管理者の指定等）

第30条 市長は、次に掲げる空港の管理に関する業務（第26条第4項の規定により運営権者が行う業務を除く。）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による市長の指定を受けたもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

（1）施設の利用及びその制限に関する業務

（2）施設の使用料の徴収及び返還に関する業務

（3）施設の維持管理に関する業務

（4）前各号に掲げるもののほか、市長が定める業務

2 指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体は、事業計画書その他の規則で定める書類を市長に提出しなければならない。

3 市長は、指定管理者の指定をし、又

「運営権を設定した施設」という。）以外の施設については、当該施設に係る規定を除く。）に基づく市長の業務は、民間資金法第9条第4号に規定する公共施設等運営権者（以下「運営権者」という。）が行うものとする。

5 [略]

はその指定を取り消したときは、その旨を公表するものとする。

4 指定管理者に第1項の業務を行わせている場合における第9条、第12条、第13条、第16条、第24条及び第25条の規定の適用については、指定管理者が行う同項の業務について適用される場合に限り、これらの規定中「市長」とあるのは、「第30条第1項に規定する指定管理者」とする。

第31条、第32条 [略]

第30条、第31条 [略]

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

神戸空港新ターミナル等について指定管理者による管理を可能とするに当たり、条例を改正する必要があるため。

第 73 号議案 神戸空港条例の一部を改正する条例の概要

1. 改正の趣旨

神戸空港では、2025 年春の国際チャーター便の運用開始・国内線発着枠拡大に向け、空港基本施設であるエプロンの拡張や、新ターミナル、駐車場の整備を進めている。

これら施設の管理・運営において、指定管理者制度を導入するにあたり、必要な規定を追加する。

2. 主な改正内容

- (1) 指定管理者に行わせることができる業務に関する規定の追加（第 30 条第 1 項）
 - ・施設の維持管理
 - ・施設の利用、制限
 - ・施設使用料の徴収 など
- (2) 指定管理者の指定に関する規定の追加（第 30 条第 2 項・第 3 項）

3. 施行日

公布の日